

# 戦国期毛利氏「家中」の形成

## はじめに

毛利氏は、鎌倉幕府の重鎮大江広元の四男季光から始まる。季光が相模国毛利荘（神奈川県厚木市）を本拠としたので、毛利氏を称したのだ。そして戦国時代に毛利元就が出ると、毛利氏は戦国大名に成長していった。元就は大永三年（一五二三）に家督を相続すると、多岐にわたって数々の政策を行って、中国地方の大名にのし上がっていった。

筆者は、幼い頃より、地元に近い地域で活躍した毛利氏に関心があった。特に日本史を専攻するようになってからは、毛利元就が戦国大名として自立してゆく過程に興味を持った。元就の生涯のなかでも天文十九年（一五五〇）は、もつとも重要な節目となる年であった。

第一に、元就の次男である元春が吉川家を相続し、三男隆景が小早川家を相続したのがこの天文十九年である。これによって、元就は①元春・隆景を両翼として安芸・備後の国人との盟約関係を一層強化した。さらに元就は、②吉川氏を通じて、出雲・石見の国人とのつながりを確保したし、③小早川氏を通じて、瀬戸内海の海上勢力との結びつきを強めることができるようになった。後の毛利両川体制の基礎が、このときに形成されたといえる。

第二に元就は、天文十九年七月十二日・十三日に、「家中」の最有力者である井上元兼とその一族を誅伐した。この誅伐後、毛利家の家臣は独立性を失い、毛利氏の軍事動員権・行政命令権・警察裁判権のもとに服属していった。毛利氏の家臣団統制の画期となったのが、この誅伐事件である。つまり毛利氏は天文十九年に、対外的にも、対内的にも、その権力を大きく伸張させた。これは毛利元就の生涯の画期であるだけで

西原 寛太  
(平 雅行ゼミ)

なく、毛利氏が戦国大名として自立するうえでも、重要な画期となった。毛利氏については、これまで重厚な研究の蓄積がある。戦国期の毛利氏に関する主要な論考を集めたものに、藤木久志編『戦国大名論集 一四 毛利氏の研究』<sup>①</sup> および『戦国大名論集 六 中国大名の研究』<sup>②</sup> がある。単著では朝尾直弘『將軍権力』の創出<sup>③</sup>、秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』<sup>④</sup>、池享『大名領国制の研究』<sup>⑤</sup> や、松浦義則氏<sup>⑥</sup> などの研究がある。本稿ではこれらの先行研究を踏まえ、「井上衆誅伐」事件を中心に史料を検討することで、毛利氏「家中」の形成とその後の展開を考察してゆきたい。

## 第一章 「井上衆誅伐」事件

### 第一節 「井上衆誅伐」前の毛利氏の状況

大内・毛利氏の連携のもとで展開された備後国の制圧は、天文十八年（一五四九）に一段落する。そこで毛利元就は元春・隆景を伴って、大内氏の拠点である山口を訪問した。同年二月十四日に吉田（広島県高田市）をたつて、二十六日に山口の宿舎に入っている。そして三月一日に大内義隆の屋形に出頭してから五月十八日まで山口に滞在した。その間、大内義隆のほか、大内氏重臣たちと饗応接待を重ねて親交を深めている。この訪問は表向きには、元就から隆元への相続と、元春・隆景の吉川・竹原小早川氏養子相続などを大内氏が承認してくれたことに礼を述べるためであった。またこれまでの恩遇に謝意を表するためでもある。しかし、実際には、別の目的があったと河合正治氏は述べている。すなわち、

①大内義隆が進めている山口の惶びやかな文芸復興の様相を確認し、②文事にかまけて武事を怠ることに不満を持つ陶氏ら武断派の動きがどこまで進行しているかを探るねらいがあった、と河合氏は説いている<sup>7)</sup>。元就一行に対する大内義隆の接待は懇切で、それだけ義隆が毛利氏を力と頼んでいたことが察せられる。二十七歳になっても妻帯していなかった隆元に義隆が、大内氏宿老である内藤興盛の娘を自分の養女として妻合わせることに決めたのも、その好意の表れである。

一方、義隆を廃して大内氏の実権を握ろうとする陶隆房の陰謀も相当進んでおり、毛利氏を味方に誘う接近ぶりも激しかった。反陶氏側では、隆房が陰謀の相談のために毛利氏を呼び出したと考えており、毎夜かれの使いの小者(悴者)が毛利旅宿に文箱を持って通っていると噂していた<sup>8)</sup>。陶隆房は山口滞在中の吉川元春に四月三十日に書状を送り、「今度はこちらでしばしば参会でき本懐である。今後も余すところなく甚重に申し談じたい」と記しており、隆房が積極的に毛利方に接近していたことが察せられる<sup>9)</sup>。

元就は、陶隆房の毛利への接近ぶりをはじめ、隆房が大内氏の御家人を大小を問わず味方につけようとしていたことを知った。また、領国中の土民・商人を手下に引入れただけでなく、義隆に近侍する若手の衆までも味方に引入れたという噂も耳にしていた。

元就は大内家の転覆に近いことを、実感し確信したはずだ。吉田に戻った元就は、その時に備えて、課題の解決を急ぐことにした。それは、毛利氏「家中」の統制強化であり、そのために思い切った手段をとったのである。

## 第二節 毛利氏による「井上衆誅伐」

山口訪問を終えた元就は、翌年の天文十九年(一五五〇)には、人が変わったようにつぎつぎと厳しく決断し、冷酷とさえみられる行動を起している。七月十三日の井上氏誅伐である。重臣井上氏の一族は武功者も多く、毛利家中に多くの者が仕えていた。しかも元就の家督相続に際しても、井上氏の支持は大きな力となった。その井上氏一族を誅殺したのだ。

元就は「長年上意を軽んじ、恣に振る舞ってきた」として、惣領井上元兼をはじめ三十余人を誅殺した。まず、当主元兼の叔父元有を竹原に呼びつけて隆景に殺させ、ついで嫡子の就兼を郡山城で殺害。同時に元兼の館を軍勢が襲っている。元兼は次子就澄とともに自害し、多治井の領知を奪ったとされる井上元盛などの一族も殺害された。

元就はなぜ、井上衆を誅伐したのか。元就は大内氏にその理由を説明して、了解を求めた。それが次の「井上衆罪状書」である<sup>10)</sup>。元就は、そこで十か条にわたって井上衆の「罪状」を書き連ねている。

元就兄興興元死去以来、卅余年之間、井上河内守悴家中<sup>元兼</sup>に仕付候習之条々之事、

① 一、悴評定其外用段<sup>二</sup>付而呼候時、曾<sup>テ</sup>以不来候事、

② 一、正月其外相定出仕不仕候事、

③ 一、元就儀を不相伺、号隠居、陣立。供使以下一円不仕候事、剩給地をハ子孫にハ譲渡候ハて、悉皆申付、公儀計を称隠居、奉公不仕候事、

④ 一、段銭・段別、於何事も、申付候事、兎角申なくり、一円不調候事、付、彼者共之所へハ、傍輩以下もおそれ候而、催促等之使にも罷越候者無之候事、

⑤ 一、城誘其外諸普請等申付候をも、一円不仕候事、

⑥ 一、元就為領所代官職申付候而も、公領等不調、押妨之事、

⑦ 一、傍輩所領押領之事、

⑧ 一、佛神之田畠押領之事、

⑨ 一、著座之儀、前々より上を仕候渡辺よりも上を可仕之由、近年申出<sup>シ</sup>、押而其分<sup>二</sup>仕候事、

⑩ 一、内者に無理非道之喧嘩をさせ、不論理非、かたせて置候事、又近年之条々

⑪ 一、同名光永四郎右衛門尉子彦七郎と申者のつら<sup>(面)</sup>を、井上與三右衛門尉子與四郎と申者打擲候、此時、ざりとてハ、紋をも贖候者のつらを打擲之上者、與三右衛門尉父子腹を切を、四郎右衛門尉父子をも、不雪耻辱候之間、是も腹切を候ハんと申事<sup>二</sup>候つれ共、理も非も不入候、彼名字之者共一味同心之

条、顧悴家之破、今迄延引候、然間、此度光永四郎右衛門尉をも打果候事、

- ⑫一、柏村三郎兵衛尉と申者、為妻敵、井上新右衛門と申者を討候、同妻をも指殺候、然処、彼妻敵ハ非当座之儀、年をすこし候事候之間、返報候ハて叶間敷之由、對我賺候之条、不及力、柏村三郎兵衛尉逐電させ、悴家中静候、既善左衛門尉と申候て三郎兵衛尉一子之母にて候を害候之処、如此之非道、不及是非事、

- ⑬一、井上源五郎内之商人、於市、他所之河原之者と喧嘩仕候而、生害候、さ候処、隆元領所之河原之者、い(家)のこ田と申候て、地下二久キ者候、彼者他所之乞食と一味候つるとて、隆元二一言も不相届、於城下数多之人數にて押かけ、生害させ候、縦源五郎内之商人と隆元領所之河原之者と、直喧嘩仕候而、源五郎商人生害候共、為其返報、上之河原之者生害させ候ハん事ハ、隆元二一言相届候てこそ可申付之儀候へ、剩他所之乞食と源五郎商人切相候て死候ニ、隆元領所之乞食他所之者と一味之姿候つるとて、上へ一言も不相届於城下押かけ誅伐之儀、雅意狼藉、不及是非事、

(中略)

此等之条々、為根元、或對我等、或対親類被官共、無曲操、無念之儀、不可勝計候、然間、御屋形様(大内義隆)以御扶助可申付之由、先年以弘中隆兼奉伺候之処、平賀父子引分、頭崎御弓矢出来候条、打過候、其後も雖伺申候、打続雲州可凌強敵之難事を第一二仕候ニ付而、兎角相過候、此題目、更非一朝一夕之儀候、此由興盛へ可被仰遣候也、

八月四日

内容を説明すると、井上氏の「罪状」は次のとおりである。①評定を欠席し、相談に呼んでも出てこない、②正月の挨拶にも出てこない、③元就の許可を得ず、勝手に隠居と称して、参陣や使者など公の仕事を行わない、④段銭などの税金を全く納めない、⑤城の建設・修理を命じても従わない、⑥毛利氏の領地の代官を命じると、年貢を納めないで自分

のものにする、⑦同僚の領地を奪う、⑧寺社の領地を奪う、⑨行事の時の着座順を乱して上座に座ろうとする、⑩従者に喧嘩をけしかけるなどである。

さらに「近年之条々」(最近のこと)として、⑪井上一族の子どもが、別の家臣の子どもの顔をひっぱっていたが、相手は恥を雪ごうとしなかった。そこで、両方の父子を切腹させようとしたところ、一族で結託してこれを阻んできた。⑫井上一族の男が姦通したため、夫が妻と姦夫を殺したところ、一族が復讐を企てた。そこで夫を逃がすと、一族は夫の母を殺してしまった。⑬商人同士が市場で喧嘩をして、井上氏の身内の者が殺された。その復讐のため、隆元の了解を得ずに吉田城下に多数で押しかけ、相手の仲間を殺してしまった。以上、三つの喧嘩の事例を挙げている。

つまり、元兼をはじめとする井上一族が恒例の出仕を怠り、評定のため呼び出しにも応じず、段銭などを納めない、陣立・供使や城誘など課役を果たさないこと、さらに他人の所領を横領し、喧嘩をしても主家の成敗に従わず、その権勢に「家中」の武士たちをはじめ、民百姓・商人たちまで迎合する状態になっていたという。

このように、井上衆が他人の領土を奪うことや、代官として徴収した年貢を納めないことなどを行っていたのには、日本中世が自力救済の社会だったという背景がある。そこにあつては、土地も権利も名誉も自分の力で守らなければならぬ。元就も「近年之条々」の⑪で、恥を雪ごうとしなかった者を切腹させようとしたように、毀損された名誉は復讐によって回復しなければならぬという倫理観念を強く持っていた。

したがって、紛争を実力行使によって解決するのは日常茶飯事であり、力のない者が力のある者を頼るのも至極当たり前であった。領内や「家中」の者のほとんどが井上衆に迎合していたというのは大げさにしても、井上衆に保護を求めた者が多かったことは容易に想像できる。その分だけ、毛利氏の役割は小さくなり、元就は一探的家臣集団に担がれているに過ぎなかった。「罪状」①③のように井上元兼が「公務」を怠っていたとしても、元就からそれを非難される筋合いはない、と元兼が考えても当然である。

「家中」統制を目指す元就にとっては、井上衆の行状は「恣の振舞」であったが、井上衆にとってはそれは当然の行動であった。国人領主に出自を持つ自立的な家臣であり、元就の擁立にも力となった井上衆にとつて、「罪状」書の内容のほとんどは、謂れない言いがかりでしかなかった。井上衆に迎合したと非難された多くの家臣にとつても、それはごく当然の行動であった。

では、井上衆はどのような一族であったのだろうか。井上氏は、南北朝時代から吉田盆地南部（広島県安芸高田市吉田町）に本拠を置く土豪で、元就の曾祖父熙元時代に毛利氏と婚姻関係をもった。さらに元就の父の弘元時代には、井上元兼の父光兼が毛利氏の紋を使用することを許され、同紋衆に列している<sup>(11)</sup>。そして、明応六年（一四九七）に元兼が毛利弘元から給所を与えられると、井上氏は近習並みの奉公を誓い、毛利氏の譜代家臣としての性格を強めた<sup>(12)</sup>。

その後、元就の宗家相続の際に井上衆五人を含む宿老十五人が彼を郡山城主に迎えたいと願い出た。その宿老十五人の中から、尼子氏と内通して元就抹殺の陰謀を企てる者が出たが、物領元兼をはじめ井上衆はそらつて元就を支持して彼に恩を売った。元就にとつて元兼は有力な家臣であった。

井上衆の惣領家は四百貫（収納高四百石）を越える本領の他、公領の代官職を持ち、郡山城下の三日市で商人から通行税を取り立てる権限まで持っていた。武功によって膨張した一族の所領を合わせれば、井上衆は莫大な経済力を有していた。毛利元就は井上衆の「罪状」として、彼らが傍輩の所領や社寺領を横領したことをあげている。また、井上衆の権勢に「家中」の武士や百姓・商人まで迎合している、と非難した。着々と勢力を拡大してゆく井上衆は、元就にとつてもはや黙止できない存在となった。

では、井上衆が急速に勢力を拡大した基盤はどこにあったのだろうか。注目すべきは、井上衆と流通・経済との関わりである。例えば、井上元兼は郡山城下の三日市で、石見銀山に往来する商人から「駒之足」という通行税を徴収する権利を掌握していた。元兼の子である源五郎就兼の屋敷は三日市にあったとされており、就兼が「内之商人」と呼ばれる商

人たちを配下としていたことも知られる。

多治井川左岸の地と考えられる「中河原」にも、井上衆の所領があった。「中河原」は可愛川（江の川）との合流地点にも近い河川水運の中継地と考えられ、このような交通の要地を井上衆が掌握していたのである。さらに井上衆が誅伐されたとき、和泉国堺に滞在していた難を逃れた井上一族の存在がいたことも確認できる。どうやら井上衆は吉田の市町や商業・流通に対する支配権と、それに基づく強大な経済力を持っていたようである。

「家中」だけでなく、市町の商人・百姓まで井上衆に迎合していたという「罪状」書の表現は、あながち誇張ではなかった。元就による井上衆誅伐は、彼らが保持していた経済的な権益を、元就が奪い返したという側面もあつたと考えられる。

元就は弘元の死後、父から譲られた所領を井上一族に一時横領されていたこともあつた。兄の興元が死去して以来、元就は井上衆の横暴を四十年近く耐えてきた。天文十八年（一五四九）十月に息子隆景に宛てた書状の中で、その口惜しさ無念さがいかほどであつたか考えてみて欲しい、と元就が言っており、こうしたことは自分の代で解決し、隆元の代へ持ち越さないために誅伐を決断したと記している<sup>(13)</sup>。元就の家督相続の流れを決定づけたのは、「家中」の最大勢力である井上衆の元就支持であつたが、そのことが元就による井上衆統制を困難にできた。この関係を断ち切るために、元就は井上衆の誅罰に踏み切つたのだ。

### 第三節 誅伐後の対応

元就は井上衆誅伐の経緯を大内氏に報告した。大内氏の宿老である内藤興盛に対し、その娘の隆元夫人を通して井上衆誅伐の詳細を報告した。実は元就は天文六年（一五三七）年ごろから、井上衆打倒を計画して

いた。そして、西条代官弘中隆兼を通じて大内義隆に援助を求めていた。しかし、その頃から、平賀氏父子の争いや頭崎上合戦（一五四〇年）などが起こり、その後も尼子勢の安芸国への南下や大内氏の出雲遠征などの軍事に追われたため、元就は井上衆誅伐を果たせないうでいた。井上衆の誅伐は、決して一朝一夕になされたことではなかつたのである。この

ことから元就の井上衆に対する恐るべき執念が感じられる。

ところで元就は、井上衆は山名、赤松殿内の浦上にも似た存在となったため放置できなくなった、といっている<sup>14)</sup>。毛利氏と井上衆との関係を考えるために、山名殿内の垣屋氏、そして赤松殿内の浦上氏について、みておこう。

垣屋氏は桓武平氏系の家系であり、室町時代前期に山名氏に従って但馬に移り住み、以後代々山名氏の家老となる。垣屋氏が最も活躍したのは明徳の乱（一三九一年）である。これは、將軍足利義満が強大な山名氏を押えるため、山名氏を挑発して山名氏清・満幸に拳兵させ、その勢力を削ぐことに成功した事件である。このとき、山名氏の家臣の大部分は氏清・満幸に属したのに対し、幕府方の山名時熙方に属したのは垣屋氏だけであった。その結果、明徳の乱を契機に垣屋氏は十萬石以上を手にし、躍進を遂げるようになった。

室町時代後期になると、垣屋氏は山名家の筆頭家老の座につき、山名氏を陰で支える立場となる。さらに、応仁の乱以降は、守護代の地位から、山名氏を押えて但馬の戦国大名となった。垣屋氏は、これまで仕えていた山名氏を出石地方に追いやることで自立を果たしたのだ。こうして垣屋氏は、山名氏を小土豪と同然に扱うようになった。

次に浦上氏をみておこう。浦上氏は播磨・備前国の豪族である。南北朝時代に赤松氏の被官となったが、嘉吉の乱（一四四一年）で赤松氏が滅ぼされた。その後、艱難辛苦のあげく赤松政則（一四五五〜九六）が赤松家の再興に成功するが、そのとき浦上則宗が側近にあつてその再興を主導した。応仁の乱で、赤松政則は播備美三国の守護、侍所所司の任に復すると、浦上則宗は所司代となり、また山城守護代も兼ねて、赤松家中に重きをなした。

しかし、浦上則宗の孫浦上村宗は備前守護代として三石城（岡山県備前市三石）に在り、大永元年（一五二一）には赤松政則の嗣子義村を討つた。こうして浦上氏の勢威は、ついに赤松氏を凌ぐようになっていく<sup>15)</sup>。

こうした垣屋・浦上両氏の動向を見てみると、元就が山名―垣屋、赤松―浦上の関係を、自身と井上氏の関係性を重ねて、危惧の念を覚えたのは当然だろう。垣屋氏・浦上氏はともに、主君に仕えるなかでその勢

力を拡大していった。その様子は、井上氏の状況と酷似している。井上氏が下剋上を目指していたかは定かでないが、毛利氏らにとって、家臣の「自立」を目指す行動をどのようにして抑えるのが重要な課題であった。井上衆の誅伐から間もない同年七月二十五日、大内氏の奉行人である小原隆言は、大内義隆が元就の処置を承認した旨を毛利氏に伝えている<sup>16)</sup>。これとは別に『長府毛利家文書無名手鑑』という史料によれば、同月二十三日付で義隆から元就宛の書状があり、そこには「遠慮めぐらせて井上の者どもを打果たした由、ことに一人も漏らさず存分にまかせたこと賢慮奇特で御一家長久の基」だといっている。

井上衆の誅伐から七日目の天文十九年七月二十日、福原貞俊をはじめとする毛利「家中」の二百三十八人が連署の起請文を元就・隆元に提出した。元就は家臣に、今度の処断は当然であり、家臣一同は表裏別心を抱かず、今後は王家の命令に一切従う、と誓わせている<sup>17)</sup>。この起請文によって、元就は「家中」に対する支配権を確立した。

## 第二章 毛利氏の「家中」の成立と展開

### 第一節 家臣連署起請文から見る「家中」

本章では、毛利「家中」について検討したい。「家中」の性格は複雑であるが、一般的には、「家」支配権を有する者の下に領主層が形成した地域的な結合とされる。では、毛利氏の「家中」が成立したのはいつなのであろうか。

毛利氏は、元就が家督を継承した大永三年（一五二三）以降、急速に勢力を拡大する。形成期の毛利氏「家中」を示す史料には、享祿五年（一五三二）七月十三日の「福原広俊以下家臣連署起請文」<sup>18)</sup>（以下「享祿期起請文」と略称）と、天文十九年（一五五〇）七月二十日の「福原貞俊以下家臣起請文」<sup>19)</sup>（以下「天文期起請文」と略称）の二つがある。そこで、この二つの史料を分析し、毛利氏「家中」の成立とその展開をとらえたい。

まず、井上衆誅伐前の「享祿期起請文」（一五三二年）をみていく。

謹言上候、

- (1) 一、御家来井手溝等、自然依洪水、年々在所々々相替事多々候、然時者、井手者見合候而、不論自他之分領、せかせらるへき事可然候、溝者改掘候者、田畠費候へても不可叶候之条、みそ料をハ相当可立置事、

- (2) 一、各召仕候者共、負物に沈、傍輩間へ罷却候而居候へハ、其負物者すたり果候間、不可然候、他家他門え罷却候ハん事者、無是非候、於御家中如此候ハん儀をハ、互無御等閑申談候而、有様<sup>ニ</sup>可有沙汰事、

- (3) 一、忤被官、小中間、下人<sup>ニ</sup>至而、其主人々々のよしみを相違候而、傍輩中え走入々々、構聊尔候儀、口惜子細候間、如此企之時者、本之主人々々に相届、依其返事、取捨之兩篇、可有覚悟事、右条々、自今已後、於違犯輩者、堅可被成御下知事、对各可忤候、若偽候者、(中略) 神罰冥罰、於各身上可罷蒙也、仍起請如件、

享祿五年七月十三日

福原左近允

広俊(花押)

(以下署名、三二名略)

「享祿期起請文」は全部で三か条あり、(1)用水路に関する規定、(2)従者の負債問題、(3)被官・下人の逃亡問題、つまり人返について相互に協力して処理する方法を取り決めている。毛利氏に対しては、「於違犯輩者、堅可被成御下知事、对各可忤候」と、違反者の処分を依頼している。署名者は三十二名(うち無署判人三名)で、庶子・譜代と共に中群衆も含まれている。

ここには毛利氏の重臣も名を連ねているが、毛利家内で絶大な勢力を有していた井上衆の惣領である元兼が署名していない。このことから菊池浩幸氏は、「享祿期起請文」について「当時における毛利氏すべての家臣が作成したものとはいえない」と指摘し、「家中」分析の材料として最適ではないとしている<sup>(20)</sup>。ただし、違反者の処分を毛利氏に依頼しており、「家臣」による「上意」への委任がみられる。

次に、井上衆誅伐直後の天文十九年(一五五〇)七月二十日に作成された「天文期起請文」をみてみる。

言上条々

- (1) 一、井上者共、連々輕 上意、大小事<sup>ニ</sup>振舞候<sup>ニ</sup>付、被遂誅伐候、尤に奉存候、依之、於各聊不可存表裏別心候事、
- (2) 一、自今以後者、御家中之儀、有様之可為御成敗之由、至各も本望<sup>ニ</sup>存候、然上者、諸事可被仰付趣、一切不可存無沙汰之事、
- (3) 一、御傍輩中喧嘩之儀、殿様御下知御裁判、不可違背申事、  
付、閣本人、於合力仕之者者、從 殿様可被仰付候、左様親類縁者鬪負之者共、兎角不可申之事、  
付、御家来之喧嘩<sup>ニ</sup>、具足にて見所より走集候儀、向後停止之事、
- (4) 一、御弓矢<sup>ニ</sup>付而、弥如前々、各可抽忠節之事、
- (5) 一、仁不肖共<sup>ニ</sup>傍輩をそねみ、けんあらそいあるへき者ハ、上様よりも、傍輩中よりも、是をいましめ候ハん事、
- (6) 一、於傍輩之間、当座々々何たる雖子細候、於 公儀者、参相、談合等、其外御客来以下之時、可調申之事、
- (7) 一、喧嘩之儀、仕出候者、致注進、其内ハ堪忍仕候而、可任御下知之事、
- (8) 一、人沙汰之事、  
男女共<sup>ニ</sup>、
- (9) 一、牛馬之儀、作を食候共、返し可申候、但三度はなし候てく候者、其牛馬可取之事、
- (10) 一、山之事、住古より入候山をハ、其分<sup>ニ</sup>御いれあるへき事、
- (11) 一、河ハ流より次第之事、
- (12) 一、鹿ハ、里落ハたをれ次第、射候鹿ハ、追越候者可取之事、
- (13) 一、井手溝道ハ 上様之也、  
従上様弓矢<sup>ニ</sup>付而条々、
- (14) 一、具足数之事、  
付、御動<sup>ニ</sup>具足不着もの、所領御没収之事、
- (15) 一、弓之事、

付、感之事、

(16) 一、可有御褒美所を、上様<sup>ニ</sup>於御感者、年寄中として可被申上之事、

(17) 一、内々御動之用意候て、被仰懸候者、則可罷出之事、

(18) 一、御使之時、同前之事、

以上

右条々、自今以後、於違犯輩者、堅可被成御下知事、对各可忝候、若此旨偽候者、(中略)神罰冥罰、於各身上可罷蒙也、仍起請如件、

天文十九年七月廿日

福原左近丞

貞俊(花押)

(以下署名、二三八名略)

「天文期起請文」を見てみると、家臣団が毛利氏に対し、「御家中之儀、有様之可為御成敗之由、至各も本望ニ存候」、「諸事可被仰付趣、一切不可存無沙汰之事」と述べている。すなわち、毛利氏の「家中」成敗権の承認と、その命令への服従を誓っており、これが主調をなしている。これについて朝尾直弘氏は、「本望ニ候」とあることから、「この段階では『下知』服従することが家臣たちの共同利害にかなうとしてとらえられていた」と解している<sup>21)</sup>。それに対し、池享氏は、朝尾氏の解釈は読み込みすぎであろう、と批判的である<sup>22)</sup>。井上衆誅伐というクーデターの直後で、血の粛清の恐怖にとらわれていた家臣たちの「本望」に、どれだけの主体性が感じられるか、疑問である。ただし、この「天文期起請文」で定められた実行に家臣がかかわっていることから、「公儀」は、なお家臣の共同利害によって支えられる性格を崩していなかったといえる。

「天文期起請文」で注目すべきは、元就が「上様」と呼ばれ、また毛利氏の評定の場を「公儀」と呼ばれていることである。大内氏麾下の毛利氏からすれば、「公儀」は大内氏にあったはずである。このことは、「毛利氏が大内氏とは独立して自らの公権力確立の自信を得た」ことを意味している<sup>23)</sup>。

「享祿期起請文」の第一条の井手溝修復に関しては、この計画が結

れた歴史的背景を考える必要がある。南北朝期末の康暦元年(一三七九)に定められた毛利元春置文には「山河不分別自他」とみえ<sup>24)</sup>、用水は一族の共同支配下にあったと考えられる。しかし、惣領が「家」支配を行う段階になれば、井手溝の維持と管理は惣領の権限に属するようになった。それを物語る史料が、執権であった志道広良の言上状<sup>25)</sup>である。そこには、「弘元さま御代ニハ、所々駒之足を役人より被申付之、年中のミそニ相はかられ候つ」とある。すなわち弘元は、領内の商品通行税「駒之足」を徴収できたが、その収入は「ミそ」(溝)の整備のために投下されていたという。広良は続けて、その後、領内の三日市で井上元兼が、また北で北就勝が駒足銭を取るようになり、最近では毛利氏による駒足銭の徴収そのものが途絶えた、と歎いている。広良言上状から我々は、用水・市場・通路の支配が惣領家の権限に属していたこと、しかしその権限が次第に家臣たちによって浸食される傾向にあったことを知ることができる。

この惣領家の支配権の侵害は、なぜ起きたのか。家臣が自己の本領・給地において私的支配権を強めたことが原因であろう。元就は井上衆「罪状」の<sup>26)</sup>で、井上元兼が河原者を仇敵として殺害したことを挙げていますが、それが罪状に数えられたのは、元兼が「隆元領所」の者を無断で殺害したためであった。「領所」を支配する者が、隆元配下の者を無断で殺害するほど、「領所」に対する私的支配が強くなっていた。そのため元就はそれを断ち切ろうとしたのである。

また、中群衆である内藤氏領の例では、明応六年(一四九七)高田郡長田郷の内藤泰廉状によると、田畠は惣郷親類中の「分々」たりといえども、山河其外は「地頭敷」の計らいであるとしている<sup>27)</sup>。安芸において応仁の乱後は用いられなくなった「地頭敷」がここで持ち出されているのは、親類中による惣郷田畠の私的分割がさらに山河にまで及ぼうとするのを阻止するためであった。

毛利家中衆は元就の家来であると同時に、それぞれが被官・中間・下人を抱える小領主であり、農業経営者でもあった。そのため、自領の田畠に水を引く用水の管理に関心が深かった。彼らは洪水で混乱した井手溝の改修普請に当り調停者となり、また互いの被官・中間・下人の逃亡

の際、もとの主人に返付する保証人となるなど、元就を共同利益の代弁者と仰いでいる。

当時、井手溝の管理は、土地紛争を引き起こす大きな要因であった。この紛争は全国各地で見られ、戦国大名が制定した法律にも関連した条文が多く載せられている。耕地開発の進行が、土地をめぐる様々な紛争を引き起こしていたようである。これが深刻化した原因の一つは、当時の土地開発の技術が江戸時代の新田開発のように藩や豪商が主導する大規模なものではなく、土豪や一般農民による小規模開発を特徴としていたことである。

井手溝は、一般農民が経営的に自立する基礎として大切な役割を果たしていた。井手溝は、農民にとって大切な財産であり、権利関係も複雑で紛争を引き起こしやすかった。そのため農民間紛争は、さらに領主間紛争に発展することがしばしばあった。

毛利領内の「民百姓」が井上衆を頼ったというのも、井手溝の管理問題に関わっていたと考えるべきである。このような当時の社会状況と井上衆の行動を照らし合わせると、彼らを一方的には責められないように感じる。しかし、紛争を剥き出しの暴力や私的な縁故関係によって解決しようとするれば、社会秩序の動揺や崩壊をもたらしかねない。このようなどころまで状況が進行していたため、家臣たちは井上衆を見限ったのではないだろうか。

さらに「天文期起請文」には、(9)牛馬が他人の作物を食べた場合、二度までは持ち主に返すが三度目にはその牛馬を取ってよいという規定と、(12)里落の鹿はそれが倒れた土地の持ち主のものとするが、狩猟によって狩り立てた里落の鹿は追跡してきた狩人の者とするという規定がある。こうした問題は通常は農村の共同体慣習によって処理されるべきことであって、この連署起請文の諸条文と比べると異質感がある。しかし、この二つが毛利氏と家臣の契約事項になったには相応の理由がある。自領の作物を荒らす牛馬や、自領で倒れた鹿に対する所有権の主張が共同体的慣習と対立するかたちで強まってきたことが、その背景にあるだろう。すなわち自領における私的所有権の強化が、この条項を必要とさせたのだ。

このような点から、「享禄期起請文」の第一条の「自他之分領」とは、本領はむろん給所をも含めた家臣の私的支配権の強化された所領とみることが出来る。毛利氏が、かつて有していた井手溝支配権も、こうした「自他之分領」の形成によって次第に形骸化していったのであろう。この第一条は、家臣たちが各々「自他之分領」での私的支配権を前提にしたうえで、一揆的契約によってその支配権を制限し、それによって井手溝修復問題を解決しようとしているのである。

ただし、毛利氏の「家」は一揆的結合によって解体されたのではなく、「家」は「家中」という内実を持つことになった。次の第二条がそのことを示している。

「享禄期起請文」の第二条は、「召仕候者」の主人が「罷却」いた負債人を元のように帰属せしめたいという主旨である。このいわば人返しだが、第三条の条文のようにもとの主人の意によっては、すぐに決せられないという事情を前提としている。その事情とは、「召仕候者」が「負物に沈んでいふからと考えられる。

松浦義則氏はここで「罷却」を素直に「退去する」の意味に解し、第二条を次のように解している。負債返済能力を喪失した（「負物に沈」者は、債権者のもとに赴いて（「罷却」、自己の労役、または身代をもって負債の返済に宛てるという社会的に公認された返済法が存在している。そのため「召仕候者」であったとしても、「他家他門え罷却」くことは「無是非候」と是認せざるを得ない。しかし「御家中」に限っては、「召仕候者」が債権者である傍輩に身代をもって駆使され、遂には永久的な隷属者となるという事態（其負物者すたり果）は、「互に無御等閑申談」じることによって避けるようにしよう<sup>②</sup>。松浦氏は第二条を以上のよう理解した。

松浦氏の理解によれば、この条文は単純な人返し法ではなく、また社会的に公認された債権法を記しているのでもなく、毛利氏の「家中」のみに通用する「家中」の法であると捉えられる。家臣たちが「召仕候者」に対して持つ支配権は、家臣の領主制の根幹であるが、それが社会的に公認されている債権の論理によって侵食されつつあった。むろんこの侵食は結果として領主の階層分化をもたらすものであるが、領主全体とし



てそれを避け共存をはかるためには、「家中」としての身分的共通性に立脚し、かつ意識化して、「家中」の法を作り出すしかなかった。

このように「享祿期起請文」の第二条は、「家中」の成立を示すものである。そして、第三条は「家中」としての階級的・身分的な性格を物語っている。「忤被官・小中間・下人」に対する人返し法は、ここに連署した家臣による忤被官以下に対する支配組織として「家中」が成立したことを示している。なお、第三条では一般農民支配についての規定が欠けている。その理由は、この「家中」が直接的に農民支配組織として形成されたのではなく、農民支配はまだ個々の家臣の支配に委ねられていたからである。

以上から、「享祿期起請文」は家臣の一揆的結合の成立が認められると結論できよう。第一条が毛利氏「家」支配の変質、第二条が毛利氏「家中」の成立、第三条が「家中」の内容を示すと考えられる。毛利氏「家中」は惣領家の家父長的家産制支配と、毛利氏「一家中」結合の統合形態である「家」が発展したものであるが、「家中」成立の契機として、家臣相互間の矛盾克服のための一揆的結合という「下から」の動きがあったことは注意すべきだろう。「家中」の内には中世武士が歴史的に有していた族縁的結合、主従制結合、一揆結合が要素として含まれており、それらを素材として統合されている。

一方、誅伐後の「天文期起請文」では、「一、井手溝道ハ 上様之也、」と記され、元就への権力集中が認められている。井手溝をめぐる利害衝突の深刻化により、共同管理体制が維持できなくなり、その権限を元就に一元化することによって事態の解決を図ったのである。

こうして井上衆は、「自力」という従来の方式にこだわる「抵抗勢力」として誅伐され、その余勢を駆って、毛利氏の断固たる「改革」が達成されたのである。

## 第二節 新体制の発足

元就が新たに作り出した体制の特徴は、「天文期起請文」に凝縮されている。毛利氏の「家中成敗」権を承認した家臣たちは、続いて同僚間の紛争は「殿様」裁定に従い、喧嘩を仕掛けられても注進して、その間

は「堪忍」することを誓った。「自力」による紛争解決を放棄し、毛利氏の裁判に服することを約束した。「喧嘩両成敗法」に通じる、紛争解決方式の大きな転換であった。

それに伴い家臣の立場も変化していった。彼らはそれに続く条文で、家臣の同僚間で仲違いをしても、出仕して会議や接客接待など公の仕事（「公儀」）を務めることを約束している。「公儀」とは、元々は公的事柄という意味であったが、そこからそれを担う公権力の意味へと発展し、朝廷や幕府が「公儀」と呼ばれるようになったのである。ここで使われる「公儀」は、公的事柄の意味だが、それを統括する毛利氏が公権力としての立場を強めており、家臣もその吏僚としての性格を強めている。

同時に誓約されているのは、「御弓矢」について、すなわち、合戦における「忠節」である。日頃より用意をして命令があったら直ちに出席すること、きちんと「具足（武器）」を着けて参陣することが「上様」から命じられている。合戦の中には、郡山城籠城戦のような領土防衛戦もある。領主には領土と領民の安全を守る責任があり、ここでの合戦は公権力としての役割といえる。しかし、武士身分にとって、合戦の持つ意味はそれだけではない。外征によって領土を拡大し、手柄を立てて恩賞、特に領地を獲得することである。これが無ければ、家臣たちの戦闘意欲を引き出すことはできない。

「御褒美」があるべきところを「上様」が怠った場合、年寄中が上申すると言ふ条文が「天文期起請文」にある。合戦での「忠節」を家臣が尽くすので、手柄を立てたら「御褒美」を要求するということである。「自力」によって領地を拡大していた井上衆が「誅伐」され、家臣が領地を獲得しようと思えば、毛利氏の軍事指揮に従って合戦に参加し、手柄を立てる以外になくなった。元就はそこを捉えて軍事力強化を図ったのである。このように領内に対しては公的秩序維持システムを強化し、領外に対しては強固な軍事力を組織して発展を目指すというのが、新体制の眼目であった。

次に「殿様」と「上様」を検討しよう。「天文期起請文」は「毛利氏」を指す言葉として、「殿様」と「上様」を使い分けている。「殿様」が紛

争の裁定を行い、「上様」は軍事を担当し、恩賞を与える役割と、出世争いで同僚を妬むような者がいたら、それを戒める役割もあった。この役割の内容から、池享氏は、「殿様」が隆元で、「上様」が元就を指したと考えている<sup>28</sup>。正式には隆元が家督の地位にあり、裁判などの「公儀」を行うが、彼だけでは「家中」をまとめることができなかった。そのため、軍事で実績があり、家臣の信頼の厚い元就の果たす役割が依然として大きかった。公権力とはいっても、現代とは違い、主従制に基づいた人格的な結びつきなしに公的機能が發揮できなかった。

「天文期起請文」は軍事の整備強化でも新しい制度を発足させている。「具足」を付けて参陣することが確認されたのを受けて、「具足さらへ」を行った。これは軍事動員の人数調査である。この「具足さらへ」に基づいて、動員数を列記した「具足注文」が作成される。家臣筆頭の福原貞俊の場合は、領地の規模を六百五十貫文と確認した上で、具足数は百四十両と決められた。一両あたり約五貫文である。

こうして毛利氏において貫高制軍役制度が始まった。これは、軍事動員体制の安定化が進んだものと評価できる。ただし、実際の動員数は領地の規模で一律に決めるのではなく、個々の家臣との交渉によって個別に決められたようである。こういった側面はともかく、軍事動員規模を数として把握できるようになった。

これまでの武士社会では、軍事動員は特に人数が定められていたわけではない。領地の規模も正確に把握されていなかった。ただし、もしもの際は全財産をなげうってでも、主人のために奉公するのが美德とされていた。当時の主従関係の在り方を考えるなら、毛利氏の新たな軍事動員方式の導入は積極的意味を持っていたのである。

もうひとつ注目すべきは、「軍法」が定められたことである。天文二十二年（一五五三）の「毛利元就同隆元連署軍法書」から、毛利氏の「軍法」の成立についてみてゆこう<sup>29</sup>。

#### 条々之事

- (1) 一、動かけ引之儀、其日其日之大将の背下知候て仕候者ハ、可為不忠候、縦何たる高名、又遂討死候共、忠節不可立事、
- (2) 一、小敵、又ハ一向敵も不見時、ふかく行候、敵少も見候へは、

其時引候、以外曲事候、於以後、さ様仕候する者、可放被官事、  
(3) 一、敵を追候て出候ハん時も、分きりを過候て出候ハん者ハ、是又面目うしなハせ候ハん事、縦忠候共、不可立事、

(4) 一、事極候而、こらへ候ハん所を、退候ハん者をは、一番退足立候する者を、被官可放事、

(5) 一、所詮、其時之大将、次には時之軍奉行申旨をそむき候する者ハ、何たる忠成共、忠節立まじき事、

右五ヶ条、不限此度、於以後、当家可為法度候、神も照覧候へ、此前を不可違者也

天文廿一

九月廿一日

隆元（花押）  
元就（花押）

この内容は以下のとおりである。(1)合戦の駆け引きをその日の大将の命令に背いて行うのは不忠である。(2)のような高名をあげても、また討ち死にしたとしても忠節とは見なさない。(3)敵が小集団の時や、見えないう時は深く進むくせに、少しでも敵が見えたと、すぐに逃げるのはもつての外だ。そのような者は家臣を召し放つものとする。(4)敵を追撃するときも、深追いする者は叱責の対象となる。たとえ軍功をあげても評価しない。(4)戦況が悪化して耐えなければならぬところを退却してしまつたなら、最初に退却した者を家臣から召し放つ。(5)その時の大将や軍奉行の命令に背いた者は、どのような軍功をあげても忠節とは見なさない。

これは「天文期起請文」で確認された「忠節」に対する「褒美」の基準を定めたものだが、一番の眼目は司令官の命令に従わせることであつた。向こう見ずだったり、臆病な家臣がいるというよりも、それぞれが勝手に動き回っていたのだと思われる。法を定めたからといって、家臣が従うとは限らないが、毛利氏による統制強化の中でそれなりの効力を有していたと見るべきであらう。

こうして元就は、成し得る限りの統制強化を行い、来たるべき大変動に備えたのである。

### 第三節 「家中」と「公儀」

元就は、「家中」の法の執行者たることを家臣から「享祿期起請文」によって認められていた。従って元就は、家臣より「公儀」とみなされるようになる。実際、元就が家臣から「公儀」と称されるようになるのは、「享祿期起請文」で誓約した直後の天文三年（一五三四）であった<sup>20</sup>。

しかし、元就が「公儀」と呼ばれることと、元就が「家中」に対して公権力として自らを確立することは別であろう。「公儀」は家臣の一揆的結合が生み出した法の執行者というのであって、元就の意志がそのまま「公儀」となるわけではないからである。

井上元兼誅伐後の「天文期起請文」に「於公儀者參相、談合等其外御客来以下之時、可調申之事」とあるように、「公儀」の形成と執行には「家中」の参加と談合を必要としていた。元就が公権力であるためには「公儀」の場を離れることはできなかったが、「家中」に対して自立した公権力である為には、元就の意志と「公儀」を区別しなければならぬ。この起請文で家臣たちは、井上衆は「連々輕上意」んじたがために誅伐されたのであり、それは「尤二奉存候」と述べている。この「上意」が「公儀」と区別され、「公儀」の中で貫徹されるべき元就の意志を指している。したがって、この「上意」に服することを家臣が誓った天文十九年（一五五〇）は、元就の権力が「家中」に対する自立的公権力として確立した時期とみることができる。そしてこの年に、「上意」を受けて談合し「公儀」として「家中」に対して執行する五人奉行制が成立するのである。

こうして毛利氏の権力は、「家中」に対して執行する自立した公権力となった。しかし、この「家中」が戦国大名毛利氏のもとで基本的に維持される限り、毛利氏は他の国衆の「家中」に対しては容易に公権力化し難かったのである。

### おわりに

本稿では、毛利氏による「井上衆誅伐」事件を中心に素材にして、毛利氏「家中」の形成について先行研究を踏まえて考察した。第一章では、毛利氏の「井上衆誅伐」事件を「罪状」から分析し、毛利氏にとって井上衆の誅伐が必要なことであったことを確認した。井上衆の「罪状」の内容には当時の社会状況が反映されており、一方的に井上氏が悪いわけではなかった。

第二章では、「享祿期起請文」と「天文期起請文」の二つの史料から、「家中」の成立を考察した。その背景には、権力統制の強化という毛利氏の志向性があった。そして軍事の規定や「公儀」権力について検討することで、その後の新体制で毛利氏権力が、「家中」に対し執行する自立した公権力へとなっていたことを確認した。

井上衆誅伐を機に、毛利家の「上意」と「家中」との関係は大きな変化を遂げ、毛利氏は「家中」の支配権を確立したといえる。そして毛利氏はこの時に、戦国大名への道を一步、進めたのである。誅伐直後に五人奉行制が発足するが、この家政機関は後に戦国大名毛利氏の中核支配機構に発展してゆく。天文十九年（一五五〇）の元就の決断と行動は、毛利氏が戦国大名として発展していく基盤を、「家中」の内と外で固めることになったのである。

しかし、「家中」が戦国大名毛利氏のもとで維持される限り、毛利氏は他の国衆の「家中」に対して公権力化するのが容易でなかった。毛利氏はこの弱点をどのように克服しようとしたのか、また克服しえたのかという問題は、戦国大名権力論として今後の課題となるだろう。以上、毛利氏の「家中」形成について検討した。

## 注

- (1) 藤木久志『毛利氏の研究』(戦国大名論集 一四 吉川弘文館、一九八四年)
- (2) 岸田裕之『中国大名の研究』(戦国大名論集 六 吉川弘文館、一九八四年)
- (3) 朝尾直弘「將軍権力」の創出」(『朝尾直弘著作集第三卷 將軍権力の創出』岩波書店、二〇〇四年)
- (4) 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』(吉川弘文館、一九九八年)
- (5) 池享『大名領国制の研究』(校倉書房、二〇〇二年)
- (6) 松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(村井良介編『論集 戦国大名と国衆 一七 安芸毛利氏』岩田書院、二〇一五年)。これ以外にも、菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的 성격」(村井良介編『論集 戦国大名と国衆 一七 安芸毛利氏』岩田書院、二〇一五年)、矢田俊文「戦国期毛利権力における家来の成立」(同『日本中世戦国期権力構造の研究』塙書房、一九九八年)がある。
- (7) 河合正治『安芸毛利一族』(吉川弘文館、二〇一四年) 一六九頁
- (8) 天文二十年正月五日 相良武任申状写(『大日本古文書 毛利家文書』一五五六号、以下『毛利家文書』と略記)
- (9) 天文十八年四月三十日 陶隆房書状(『大日本古文書 吉川家文書』六〇八号)
- (10) (年未詳) 八月四日 毛利元就井上衆罪状書(『毛利家文書』三九八号)
- (11) 『萩藩閥閥録』卷九三
- (12) 明応八年正月二十三日 井上元兼誓状(『毛利家文書』一六五号)(年未詳) 十月二十三日 毛利元就自筆書状(『毛利家文書』五七六号)
- (13) 『毛利家文書』三九八号
- (14) この時期の浦上氏・垣屋氏については、兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』第三卷(兵庫県、一九八二年)、岡山県史編集委員会編『岡山県史』(岡山県、一九九〇年)、宿南保「但馬山名氏
- (15) と垣屋・太田垣両守護代家―垣屋・太田垣両氏の系譜究明から追る」(石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、一九九二年)を参照した。
- (16) 天文十九年七月二十五日 小原隆言書状(『毛利家文書』四〇〇号)
- (17) 天文十九年七月二十日 福原貞俊以下家臣連署起請文(『毛利家文書』四〇一号)
- (18) 享禄五年七月十三日 福原広俊以下家臣連署起請文(『毛利家文書』三九八号)
- (19) 天文十九年七月二十日 福原貞俊以下家臣連署起請文(『毛利家文書』四〇一号)
- (20) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的 성격」(『論集 戦国大名と国衆 一七 安芸毛利氏』) 一七七頁
- (21) 『朝尾直弘著作集第三卷 將軍権力の創出』 三三二頁
- (22) 池享『大名領国制の研究』 三二八頁
- (23) 河合正治『安芸毛利一族』 一七五頁
- (24) 康暦元年十一月日 氏名未詳條目案(『毛利家文書』一八号)
- (25) (年未詳) 十二月十日 志道広良言上状(『毛利家文書』五九四号)
- (26) 『萩藩閥閥録』卷五八
- (27) 松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(『論集 戦国大名と国衆 一七 安芸毛利氏』) 五八頁
- (28) 池享「知将・毛利元就―国人領主から戦国大名へ」(新日本出版社、二〇〇九年) 八三頁
- (29) 天文二十二年九月二十一日 毛利元就同隆元連署軍法書(『毛利家文書』六一三三号)
- (30) 『萩藩閥閥録』卷四九